議　　題

農務関係部課長会議

議題１　農振除外の面積が４ha を越える場合の農業振興地域整備計画の位置づけについて（豊田市提出）

【要旨】4ha を越える農地を農振除外する場合、農業振興地域整備計画への位置づけが必要となりますが、豊田市では、上位計画（総合計画）に記載された事業のみを農業振興地域整備計画に位置づけしています。（事業主体が民間事業者となる場合は、農業振興地域整備計画への位置づけを行っておりません。）

しかし、近年の社会情勢の変化から流通業務施設や工場については「4ha では面積が足りない」といった相談も多分にある状況です。

農振除外の面積が４ha を越える工場や流通業務施設等の民間事業者主体の事業を、農業振興地域整備計画に位置づけし、農振除外を行った事例がありますか。

（事例がある場合は、業種（どのような事業）や面積、考え方や経緯についてご教示ください。）

議題２　令和７年度以降の農振と地域計画について（みよし市提出）

【要旨】令和７年度以降は、農振除外等を行う際、その都度地域計画の見直しを行う必要があるとのことだが、除外のたびに担い手関係者を集めて協議するのは無理があると考えている。他市の対応はどのように考えているかお伺いしたい。

（１）令和７年度以降の農振除外等を行う場合の対応について

協議の場を設置する　／　文書での意見聴取　／その他

（２）（１）の協議の場を設置する及び、文書での意見聴取の範囲について